

小佐野小学校いじめ防止基本方針

令和7年3月改訂

I いじめ防止等のための対策に対する基本的な考え方

1 いじめ問題に対する基本姿勢

いじめは、児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童等の人権、教育を受ける権利を著しく侵害するものである。同時に生命及び人格の形成に重大な影響や危険を与えるおそれがあるものである。

本校では、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得るものであること、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであるという認識をもち、「いじめは人間として絶対に許されない行為」であるという基本姿勢の下、本校の校訓である「敬愛」の精神で「豊かな心をもち心身ともにたくましく生きる子どもの育成」を目指して教職員全員で教育活動に取り組んでいく。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（※以下法）第2条

3 いじめの基本認識

未然防止への取組を重視しながらも、先に述べたように、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得るものであること、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであるという前提に立ち、本校全職員でいじめに対して以下の認識をもって指導にあたる。

- (1) いじめは人権侵害であり、決して許されることはない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルに起因しているため、被害者・加害者双方、並びにそれを取り巻く集団に対し、適切な指導と支援を行う。
- (3) いじめは教師の人間観・児童観・指導観が大きな影響を及ぼす。
- (4) いじめは各家庭の教育のあり方や環境が大きく関わっている。
- (5) いじめはその行為や態様により、犯罪行為と見なすことができる。
- (6) いじめ事案が発生した場合、学校・家庭・地域・行政が連携して解決に向けた取組を行うものである。

II いじめ防止等のための具体的取組

1 いじめの未然防止

- (1) 基礎・基本的事項の習得とすべての児童が参加・活躍できる授業をめざし、わかる授業づくりをすすめる。
- (2) 道徳教育の充実を図り、特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての理解と実践

的態度の育成に努める。

- (3) 児童会のレクリエーション、あいさつ運動、集団遊びなど縦割りグループを活用して異学年交流を積極的に行うことを通して、人との関わり方を身に付ける。
- (4) 情報モラル教育を通して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、関係機関と連携して必要な啓発活動を実施する。
- (5) 下記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を含めた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ①発達障がいを含む、障がいのある児童
 - ②海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - ③性同一障がいや性的指向・性自認に係る児童
 - ④東日本大震災により被災した児童
 - ⑤新型コロナウイルス感染症が発生した場合に係る児童

2 早期発見の取組

(1) 児童理解

指導要録・生徒指導ファイル・家庭環境調査票などを活用して児童理解に努め、適切な指導が行えるようにする。

(2) 心の相談箱

「心の相談箱」とは、児童が相談したい内容、相談したい相手を用紙に記入して「心の相談箱」に投函する取組である。教育相談担当は、定期的に心の相談箱を点検し、相談用紙が入っている場合は、すみやかに教育相談を設定する。原則相談者の秘密を守ることとしているが、相談内容が、いじめもしくは、今後いじめに発展していくおそれのある場合は、校内で情報を共有し対応していくようにする。

(3) 生徒指導情報交流会

毎週水曜日に職員集会を行い、各学年の児童についての情報交流を行い、全職員が共通理解のもとで一貫した指導が行えるようにする。また、会議等で資料提示や研修会伝講を通して話題提供を積極的に行い、いじめ問題に対して教職員の意識を高めるようにする。

(4) スクールカウンセラーとの情報交流会

スクールカウンセラーの定期的な学校訪問により、児童の様子等について助言を受ける。教育相談担当と養護教諭を窓口とし、児童の様子について情報交流を行う。また、留意したい児童や学級については、スクールカウンセラーが直接教室に出向いて様子を観察する等、より客観的な視点から児童の状況をとらえるようにする。

(5) アンケートや教育相談の実施

年に2回いじめに関するアンケート調査を行ったり、学期初めに教育相談を実施したりして、訴えやすい体制を整える。

(6) いじめ認知事案報告用紙作成と活用

毎月第4木曜日に提出するとともに児童のいじめに関する実態を把握する。また、いじめに関

し教師が目配りをしていることを児童に知らせ、いじめの抑制と未然防止を図る。

(7) いじめ対策委員会の開催

毎月第4金曜日に開催する。構成は校長・副校長・教務・該当担任・生徒指導主事・養護教諭としいじめ認定及び児童の具体的指導や方策について検討する。

3 いじめ発生後の対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめ行為をやめさせ、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、事実関係の概要を明らかにする。
- (2) 発見者は、速やかに学年・学団・副校長・生徒指導主事に報告する。また、副校長は、校長に報告し、情報の共有を図る。
- (3) 生徒指導主事は副校長と連携して関係する職員を招集し「いじめ対策委員会」を開催し、その後の対応を検討する。(事態によっては、警察への通報を要する事案であるか検討も行う。)
- (4) いじめられている児童、いじめを行った児童から事実関係を詳細に聞き取り確認を行う。
- (5) いじめが確認された場合は、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に適切な支援を行うと共に、いじめを行った児童の指導及びその保護者への助言を行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活で安心して生活できるようになるまで、複数の職員で見守る体制をとる。
- (7) いじめを行った児童に対して、教育上必要が認められる場合は、学校教育施行規則第26条の規定に基づき、適切に懲戒を加える。

学校教育施行規則第26条の規定(抜粋)

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

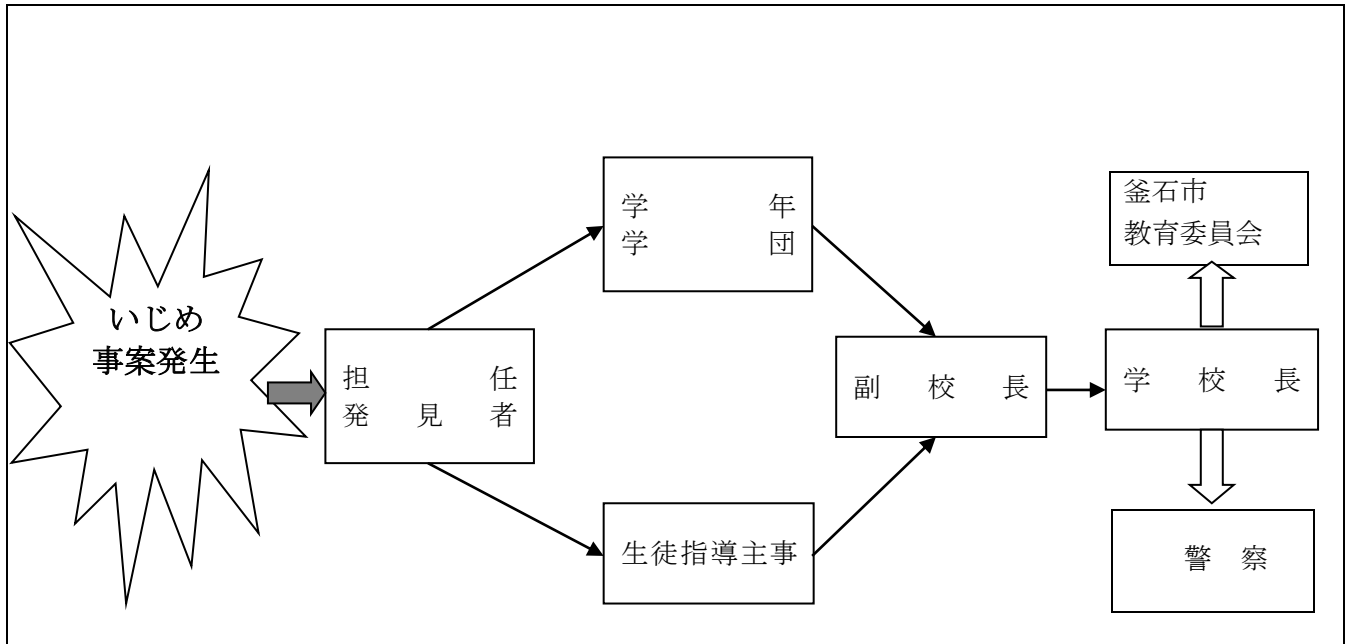
- ③ 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

- (8) いじめが起きた集団に対して、学級会、学年集会等を開き、いじめは許されない行為であり、根絶しようという意識をもたせる。
- (9) 「いじめ対策委員会」で確認されたことは、教職員全員で情報の共有を図る。

いじめに対する措置(法第23条第1項)

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項に違反し得る。

【問題発生時の連携・指導の系統図】



4 重大事態への対策

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法28条）
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し出があった場合

※重大事態として扱われた事例としては以下のようなものがある。

- ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバックを盾にしたため刺されなかった。
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。 など

なお、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上、該当事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係の調査及び関係機関との連携を図る。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。